

あんげろす

眠る権利

「子どもは眠る権利がある。子どもは親に夫婦喧嘩を止めてもらう権利がある。子どもは禁酒を要求する権利がある」。賀川豊彦が大正時代に「子どもの権利」として挙げた項目と解説は、いま読んでもしつに新鮮である。賀川はスラムで、冬はすきま風が寒くて、夏は天井が低く暑気がさめないため、眠れない夜を幾晩も過ごした。そのときの経験がここには生きている。子どもは眠る権利がある。しかし、夫婦喧嘩が絶えない家では、子どもはおびえて眠れない。酔っぱらって暴れる家では、子どもは眠れない。彼がもし現在の学生だったならば、これにどんな解説をつけただろうか。子どもは眠る権利がある。しかし、親の収入が絶たれば、子どもは心配で眠れない。空爆のあるところでは、子どもは眠れない。家族のいないストリートでは、子どもは眠れない…。子どもの人権が守られないところでは、人権そのものが空疎になる。子どもの眠る権利。このような視点から世界の現実と歴史を見る目を鍛えて行くことも、キリスト教主義大学の大きな使命のひとつではあるまいか。

永野 茂洋

